武蔵村山市第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針

平成22年8月13日 行政改革本部本部長決裁

第1 行政改革の背景と必要性

地方自治法第2条には、地方公共団体の責務について、住民の福祉の増進に努めるとと もに、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、「常にその組織及 び運営の合理化に努める」ことが定められている。

本市では、平成3年5月に第一次となる行政改革大綱を策定して以来、平成18年3月に改定した第四次行政改革大綱(平成18年度~平成22年度)まで、事務事業の見直し、施設の有効活用、職員数の削減など、効率的かつ効果的な行財政運営の推進を図るため、行政改革への不断の取組を行ってきた。一方で、平成18年に行政改革大綱を改定してから既に4年を経過し、その推進期間が平成22年度をもって終了するが、その間にも社会経済情勢をはじめとする本市を取り巻く環境に変化が生じている。

こうした環境の変化に適切に対応し、「人と人との『絆』を大切にした信頼の市政」を 着実に推進するため、これまでの行政改革の成果を踏まえながら新たな行政改革大綱を策 定し、更なる取組を進めていく必要がある。

1 社会経済情勢の変化

我が国は、少子高齢化の急速な進展に伴い、平成17年には出生数から死亡数を引いた人口の自然増減数が初めて減少し、その後、平成20年から連続して人口の減少が続くなど、本格的な人口減少時代の到来を迎えた。本市の場合、人口は微増で推移しているが、高齢化率は平成22年1月現在20.2%であり、超高齢社会と呼ばれる水準に達しようとしている。このため、将来的に高齢者関係の社会保障給付費の増加や労働力人口の減少に伴う市税収入への影響が予測され、少子高齢社会・人口減少社会を見据えた行政運営が必要である。

また、平成20年9月のアメリカ大手投資銀行の破たん(いわゆるリーマン・ショック) を契機に深刻化した世界的な金融危機は、日本経済にも大きな打撃を与えた。今日、海外 経済の改善を起点として、景気は緩やかに回復しつつあるが、失業率が高水準にあるなど 依然として厳しい状況にある。市民生活への影響も深刻であり、各分野でセーフティネットの充実が求められている。

2 地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体は、自己決定及び自己責任の原則に基づき、その創意と工夫によって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが強く求められるようになった。その後、第二期地方分権改革に向けて、地方分権改革推進委員会の4次にわたる勧告、地方分権改革推進計画の閣議決定等が行われ、平成21年の政権交代後は、地域主権戦略会議での検討を経て、平成22年6月に地域主権戦略大綱の閣議決定が行われるなど、その動きが活発化している。

今後、地方分権の進展により、義務付け・枠付けの見直し、権限の移譲等が更に進み、

基礎自治体である市町村の役割がますます高まっていくものと予想され、本市においても、 これに対応できるよう行政機能の向上を図っていく必要がある。

また、自己決定権の拡大に伴い、公正の確保及び透明性の向上を図ることがより一層重要となる。市には、行政活動の過程や成果、克服すべき課題等について、積極的に市民に情報を提供し、十分に説明責任を果たすことにより、認識を共有していく姿勢が求められている。

3 公共サービスの多元化

少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題に対する危機意識等を背景に、市民の価値観や生活様式は大きく変化している。それに伴い、市民需要もますます複雑多様化しており、 行政のみでこれに対応していくことは、質的にも量的にも限界がある。

近年、公共サービスの各分野で、NPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体や企業による活動が活発化し、制度面でも平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されるなど、民間開放の動きが加速している。

そこで、本市においても、補完性の原理を基本として、これまで行政が提供してきた公 共サービスを改めて検証し、柔軟に対応していくことが必要であり、多元的な主体による 公共サービスの提供に向けて、地域経営の観点から、市民との協働、民間活力の導入等の 取組を進めていくことが求められている。

4 ICT(情報通信技術)の発展

インターネットや携帯電話に代表されるICT (情報通信技術)の飛躍的発展は、工業社会から高度情報通信ネットワーク社会へと、世界規模での社会経済構造の転換をもたらし、市民生活にもそれらを活用した新しいコミュニケーション手段が浸透してきている。我が国では、次世代ICT社会の実現を目指し、u-Japan 政策を積極的に進めており、国及び地方公共団体においては、電子政府・電子自治体の構築に向けて、情報基盤の整備に取り組んでいる。

地方分権の進展等に伴う新たな行政課題への迅速な対応が要求される中で、本市においても、ICTを行政改革の重要な手段と位置付け、これを効果的に導入し、情報安全性の確保に留意しながら電子自治体を推進することで、業務の効率化及び高度化を図り、より質の高い市民サービスを提供していくことが求められている。

5 厳しい財政状況

本市の財政状況は、健全化判断比率の財政指標においては健全性を維持しているところであるが、歳入の根幹を成す市税収入は、平成10年度をピークに減少に転じ、平成15年度から平成18年度にかけて100億円台を割り込んだ。平成19年度以降、三位一体の改革による税源移譲、大型商業施設の開業等で市税収入は増加したものの、景気の低迷により再び減少しており、財源不足が深刻化している。一方、児童福祉費、生活保護費等の扶助費や繰出金等の歳出は増加傾向にあり、ここ数年の経常収支比率が90%台で推移していることが示すように、財政の硬直化は顕著となっている。

今後、学校施設をはじめ道路、下水道等の社会基盤の老朽化による更新や少子高齢化が 財政需要を高める要因になると予想され、また、経済情勢や雇用環境の動向も本市の財政 に大きな影響を与えることになるため、今後とも健全な財政運営の堅持に向けた取組が重 要である。

6 組織活力の維持向上

本市では、団塊の世代の大量退職により、短期間のうちに職員の世代交代が大きく進んでいる。また、継続的に職員数の削減に取り組み、組織機構及び職員体制の簡素合理化を進めてきたが、これは同時に、より限られた職員数で、複雑高度化する行政課題に対応していく必要があることを意味する。

このため、市は、簡素で効率的かつ機動的な組織機構を基本に、長期的な視点に立って 人材育成の強化を図るとともに、職員の意識改革を進めることで、自らの組織の活力を維 持及び向上させ、組織の能力を最大限に発揮していくことが求められている。

第2 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の基本理念

本市を取り巻く環境が変化する中で、これまで築き上げてきた個々の行政サービスの水準を将来的にも維持するとともに、新たな市民需要や行政課題に的確に対応し、「生活重視のまちづくり」を推進するためには、更なる行政改革が不可欠である。

これまでの「管理型行政運営」では、法令遵守や事務事業の執行手続が重視され、事務処理が適正に行われているかどうかに重点が置かれてきた。しかし、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、行政サービスがどれだけ市民需要を反映したものになっているかが重要となり、提供された行政サービスによって、市民満足度がどの程度向上したかが成果として求められるようになってきた。

経費の節減、職員数の削減等を主眼としたこれまでの量的な行政改革は、行政運営の効率化に一定の成果を挙げており、継続していく必要があるが、今後は更に行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源(人材、施設、資金、情報等)を有機的に結び付け、迅速性、的確性、効率性及び実効性を追求し、市民本位の質の高い行政サービスをより効率的に提供できる質的な行政改革も併せて行うことによって、「経営型行政運営」への転換が必要である。

以上のような観点から、本市の行政改革の基本理念を次のように定める。

【基本理念】

経営型行政運営への転換

ー持続可能な行財政基盤の確立と

協働・連携による市民本位の公正で開かれた市政の実現ー

2 行政改革の視点

経営型行政運営への転換を図り、生活者や納税者の視点に立った市民本位の良質な行政

サービスの提供と、これを継続的に提供できる自立的な行財政基盤の確立を目指すため、 次の五つの視点から行政改革を推進する。

(1) 市民満足度の追求

顧客である市民の需要や期待に基づき、目的意識を持って迅速かつ的確にサービスを 提供することで市民満足度の向上を目指す行政運営を推進する。

(2) 適切な役割分担及び連携

協働によるまちづくり、企業や民間団体等による適正なサービスの提供などを通じて、「新しい公共空間」の創出を図り、行政と市民との適切な役割分担及び相互連携による行政運営を推進する。

(3) 説明責任の確保

行政活動の状況について積極的に市民に情報を提供し、説明責任を果たすことで、公 正の確保及び透明性の向上を図り、市民に分かりやすい開かれた行政運営を推進する。

(4) 経営資源の有効活用

職員が能力を発揮し、主体的、創造的に行政運営に携わるとともに、公共施設の有効活用、成果志向の予算編成と効率的な執行、行政内部や行政と市民との情報共有に取り組むなど、経営資源を有効に活用して機能的な行財政運営を推進する。

(5) 安定性及び持続可能性の確保

安心で活力ある地域社会の実現に資するため、健全な財政運営の維持、次代を担う職員の育成など、長期的な視点に立ち、安定性及び持続可能性を確保した行財政運営を推進する。

3 行政改革の基本方針

行政改革の基本理念を具現化するため、五つの視点を踏まえて、次のとおり基本方針を 定める。

【基本方針】

I 最適な行政サービスの創造(質的改革)

複雑多様化する市民需要に的確に対応するため、職員の更なる能力の向上を図ると ともに、前例や慣習にとらわれない分権型・協働型社会に対応した市民本位の行政運 営を推進し、行政サービスの質的向上を図る。

Ⅱ 自立的な行財政基盤の確立(量的改革)

現下の経済・財政状況等に対処し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、経費の 節減、職員定数の適正化、事務の省力化等に引き続き取り組むとともに、成果重視の 視点から事業の選択と重点化を図り、簡素で効率的な行財政運営をより一層推進する。

4 行政改革の体系

行政改革の基本方針を柱とした推進項目の体系について、おおむね次のとおり想定する。

(1) 最適な行政サービスの創造(質的改革)

ア 利便性及び快適性の向上

市民の信託に基づく市政という原点に立ち返り、生活者や納税者の視点から利便性

及び快適性の向上に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供を目指す。 (ホームページの充実、手続の簡素化、電子自治体の推進など)

イ 公正の確保及び透明性の向上

市民に信頼される公平・公正な行政運営を推進するため、行政手続の適正化や法令遵守、公務員倫理の徹底を図る。

また、市政情報を市民に分かりやすく提供し、情報の共有化を推進することにより 透明性の向上を図るとともに、多様な機会における市民との対話を通じて市民需要を 把握するよう努める。

(情報公開の推進、広聴の充実、入札・契約制度の改善など)

ウ 参加及び協働の推進

行政と市民との相互信頼・協力関係に基づく市政を実現するため、多様な参加の機会を確保する。

また、行政と市民との適切な役割分担の観点から、市民活動団体、企業等多様な主体との協働・連携関係を構築し、行政の担うべき役割の明確化・重点化を図るとともに、これまで主に行政が担ってきた公共領域への参加を促す環境を整備する。

(自治基本条例の制定、参加の推進、地域担当制の導入など)

エ 職員の能力向上及び意識改革

行政改革を真に実効性のあるものとするためには、職員の更なる能力向上が不可欠である。職員一人ひとりが危機意識と改革意欲を持ち、現場感覚を生かしながら職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できるような環境づくりを推進する。

(職員の意識改革、人材育成の推進、人事考課制度の導入など)

(2) 自立的な行財政基盤の確立 (量的改革)

ア 業務改善の推進

限られた経営資源を最大限に活用する観点から、行政内部の意思決定や管理事務の 簡素化を図るとともに、少子高齢化の進展、学校施設をはじめとする社会基盤の老朽 化による更新需要の増大等の中・長期的な傾向を的確に把握しながら事業の選択と重 点化を図り、継続的な実施が困難な事業については早期に廃止を含めた見直しを行う など、将来世代に責任を持つ行財政運営を推進する。

また、経済性や効率性とともに行政責任の確保、秘密保持等の多角的な観点から検討しながら民間活力を積極的に導入し、経費の節減及びサービスの向上を目指す。

(庁内分権の推進、事務事業の見直し、民間委託の推進など)

イ 公共施設の効率的な管理運営

公共施設については、地域特性、財政状況等を総合的に勘案しながら適正な整備を 行うことを基本とし、既存施設については、現在及び将来の需要、老朽化の状況等を 踏まえて、統廃合や機能の転換による利活用を図るとともに、効率的な管理運営方法 を検討する。

(施設改修計画の策定、施設の統廃合、指定管理者制度の導入など)

ウ 持続可能な財政基盤の構築

分権型社会に対応できる財政基盤を構築するため、補助金等の適正化、公共工事の 効率的な執行、特別会計繰出金の抑制等により歳出全般の効率化及び財源配分の重点 化を図る。

また、厳しい財政運営が予想される中で、歳出の適正な執行と併せて、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有財産の有効活用など、自主財源の確保に積極的に取り組む。

(財政計画の策定、補助金等の見直し、独自財源の確保など)

エ 業務執行体制の整備

多様な市民需要や行政課題に迅速かつ的確に対応していくため、簡素で合理的な組織機構を基本に、柔軟で機動的な業務執行体制の整備を図る。

また、限られた経営資源を効果的に配分する上で、内部管理経費の縮減が重要であることから、地方分権の進展等の状況を踏まえつつ、職員数の抑制を基本とした定員管理を進め、時代の要請にこたえる給与制度の構築と運用の適正化を図るとともに、これらの情報を分かりやすく公表する。

(組織機構の再編、定員管理の適正化、給与制度の改革など)

第3 行政改革の推進

1 行政改革大綱の策定

(1) 策定趣旨

行政改革大綱は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念及び基本方針を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営のあり方を示すものである。

また、行政改革大綱推進計画は、行政改革大綱を踏まえて行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、推進内容及び時期等の方策を定めるものであり、その推進状況に基づき毎年度見直しを図っていく。

(2) 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度と する5年間とする。

ただし、推進期間内においても、本市の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた 場合には、適切に見直しを行うものとする。

(3) 策定時期

平成23年3月(目途)

(4) 策定体制

行政改革大綱の策定に当たっては、行政改革本部の下に複数の専門部会を設置し、本 市の行財政運営のあり方や行政改革の方策について専門的に調査検討するとともに、有 識者及び公共的団体の代表者等で構成された行財政運営懇談会において本市の行財政に 係る課題を総合的見地から調査検討する。

2 行政改革の推進体制

行政改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップの下に、全職員が危機意識と 改革意欲を共有するとともに、市民の意見を反映しながら、市民と行政とが協力・協働し て取り組むことが重要であり、次のような推進体制により行政改革を推進する。

(1) 行政改革本部

本市では、従来から、市長を本部長とする行政改革本部が中心となって行政改革を推進しており、行政改革大綱の策定及びその推進に当たり、引き続き行政改革本部がその中心的役割を果たす。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革推進委員会は、行政改革大綱の実施状況について審議し、必要に応じ、市長に対して助言、勧告等を行う附属機関として設置しており、行政改革の推進過程において市民等の意見を反映する役割を担う。

3 目標の数値化・具体化

行政改革の実効性を高め、行財政運営の質的向上を図るためには、目標年度及び達成水 準等の目標の数値化が重要となる。そこで、行政改革大綱の各推進項目においては、可能 な限り数値化・具体化した目標を設定し、この数値目標等を基に達成状況を測定しながら 行政改革を推進していく。

4 行政改革大綱の公表等

行政改革大綱の策定過程について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく 公表し、市民からの意見を行政改革大綱に反映させる。

また、行政改革大綱の推進状況に基づき、毎年度、行政改革大綱推進計画の見直しを行うとともに、行政改革大綱に基づく成果等について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表する。